

【おとふけ障がい福祉総合プラン 2021】

音更町障がい者基本計画
第6期音更町障がい福祉計画
第2期音更町障がい児福祉計画

音 更 町

はじめに

音更町では、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で生きいきとした生活を送る社会、いわゆる共生社会の実現に向けて、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」の3計画を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン」を策定し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

障がい福祉施策を取り巻く環境は、障害者総合支援法の見直しなどの法の改正や障害者差別解消法などの新たな法の施行が重なるなど、変化の多い状況が続いております。加えて、近年の社会情勢を見ても、少子高齢化の進行や情報通信技術の進展、自然災害や新たな感染症の発生など、大きな変化が続いている状況にあります。

こうした状況に置かれている中、「おとふけ障がい福祉総合プラン」で定める全ての計画期間が終了することから、これまでの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえた上で必要となる見直しを行い、引き続き「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標とする「おとふけ障がい福祉総合プラン2021」を策定いたしました。

この計画を実効性のあるものにしていくためには、町民、事業者、関係団体等の皆さんの連携や協働が不可欠でありますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力をいただいた皆さん、議論を重ねていただいた音更町障がい福祉計画等推進委員会委員の皆さん、貴重なご意見やご提言をいただいた皆さんに、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

誰もがあたり前に生活できるまちを目指して

音更町長 小野 信次

※『障害』のひらがな表記について

音更町では、『障害』という言葉に対する議論を高め、障がいについての町民意識の高揚を図るため、ひらがな表記についてのガイドラインを作成しています。

この計画では、ガイドラインに基づき、法令用語等、町の判断で変更できない場合を除き、『障がい』と表記しています。

目 次

第1章 総論（基本計画）

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・経緯…………… 1
- 2 計画の位置づけ・構成…………… 4
- 3 計画期間…………… 5
- 4 対象者の範囲…………… 5

II 音更町の障がいがある人を取り巻く状況

- 1 音更町の障がいがある人の状況…………… 6
- 2 音更町民が利用できる障がい福祉サービス…………… 14
- 3 障がい福祉サービスの提供体制の現状と評価…………… 15

III 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本目標…………… 21
- 2 計画の基本方針…………… 22
- 3 施策の区分…………… 22

第2章 各論（前期実施計画）

I 重点施策…………… 23

II 令和5年度の数値目標…………… 24

III 計画推進のための施策の方向

- 1 各種施策の着実な実施…………… 26
- 2 施策の方向の設定…………… 26
- 3 計画推進のための工程表…………… 31

第3章 サービス量の見込みと基盤整備（前期実施計画）

1 介護給付費等の見込量…………… 44

2 地域生活支援事業の見込量…………… 46

3 実施に関する考え方…………… 47

4 サービス見込量等確保のための方策…………… 48

資料編…………… 49

第1章 総論（基本計画）

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・経緯

音更町では、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、各種福祉施策の充実、公共施設の整備・改善などに積極的に取り組むとともに、平成10年3月には、障がいがある人の自立と社会参加を促進するための中期的・体系的な施策の方向性を明らかにすることを目的に「音更町障害者福祉計画」を策定し、障がいがある人の「完全参加と平等」の実現を目標として計画的に障がい福祉施策を推進してきました。

この間、抜本的な制度改正が行われ、平成15年4月には、従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、契約によりサービスを利用できる「支援費制度」に変わり、平成18年4月には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらず、一元化してサービスを提供するとともに、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を中心とした支援へと変わるなど、我が国の障がい者施策は大きな転換期を迎えることとなりました。

さらに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更され、障害者手帳の交付を受けていない難病患者の一部もサービスの利用が可能になり、平成30年4月には、生活と就労に対する支援の更なる充実と障がい児支援に係るニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るため、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援サービスなどが創設されました。

一方、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指した関係法等の整備も進められ、平成23年8月に「障害者基本法」の改正による障がいがある人の定義の見直し、平成24年10月に「障害者虐待防止法」の制定、平成26年1月に「障がい者の権利に関する条約」の締結、そして、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されています。

こうした中で、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法により、市町村には、障がいがある人のための施策に関する基本的な計画である障害者計画、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する障害児福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても「音更町障害（がい）者福祉計画（平成10～14、16～23、24～令和2年度）」、「第1～5期音更町障がい福祉計画（平

成18～20、21～23、24～26、27～29、30～令和2年度)」、「第1期音更町障がい児福祉計画（平成30～令和2年度）」をそれぞれ策定しました。

これまでの計画では、国の基本指針等において設定することとされた数値目標をはじめ、本町独自の就労支援に関する数値目標の設定、目指す姿の設定、工程表を作成等するとともに、自立支援協議会の立上げ及び専門部会の設置、職場体験事業の開始、障がい者基幹相談支援センター及び子ども発達支援センターの設置、広域による地域生活支援拠点等の整備などに取り組み、計画の着実な推進に努めてきました。

計画の基本目標、基本方針について

国基本指針

【法の理念】

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現

【基本的理念】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

道計画

【計画の目的】

希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現

【基本的な考え方】

- 1 北海道障がい者条例の施策の推進
- 2 権利擁護の推進
- 3 地域生活支援体制の充実
- 4 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進
- 5 サービス提供基盤の整備
- 6 障がい児支援の充実
- 7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援
- 8 精神保健福祉・医療施策の充実
- 9 就労支援施策の充実・強化
- 10 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上
- 11 安全確保に備えた地域づくりの推進

おとふけ障がい福祉総合プラン2021

【基本目標】

「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現

【基本方針】

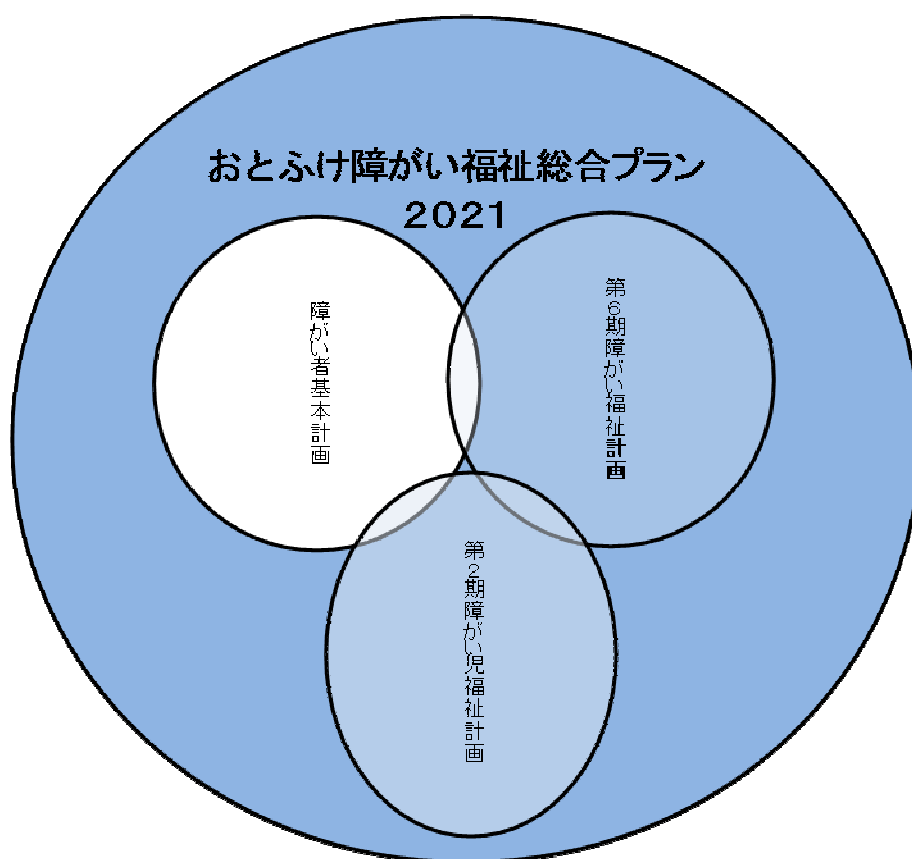
- 1 さまざまな状況を踏まえた支援
- 2 子どもの健やかな育成のための支援
- 3 障がいに対する理解や配慮の促進
- 4 ICT(情報通信技術)を活用した支援
- 5 安全・安心を確保するための支援

この度、「音更町障がい者福祉計画」「第5期音更町障がい福祉計画」及び「第1期音更町障がい児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン」の計画期間が全て終了するため、その進捗状況を踏まえた上で、新たな計画を策定し、障がい福祉施策の一層の推進を図る必要があります。

このため、「音更町障がい者基本計画」、「第6期音更町障がい福祉計画」、「第2期音更町障がい児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン2021」を策定し、引き続き本町の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、「おとふけ生きいきプラン 21(音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「音更町子ども・子育て支援事業計画」その他の関連する各種計画との整合性を図りながら、横断的な施策の推進にも努めます。

おとふけ障がい福祉総合プラン2021について

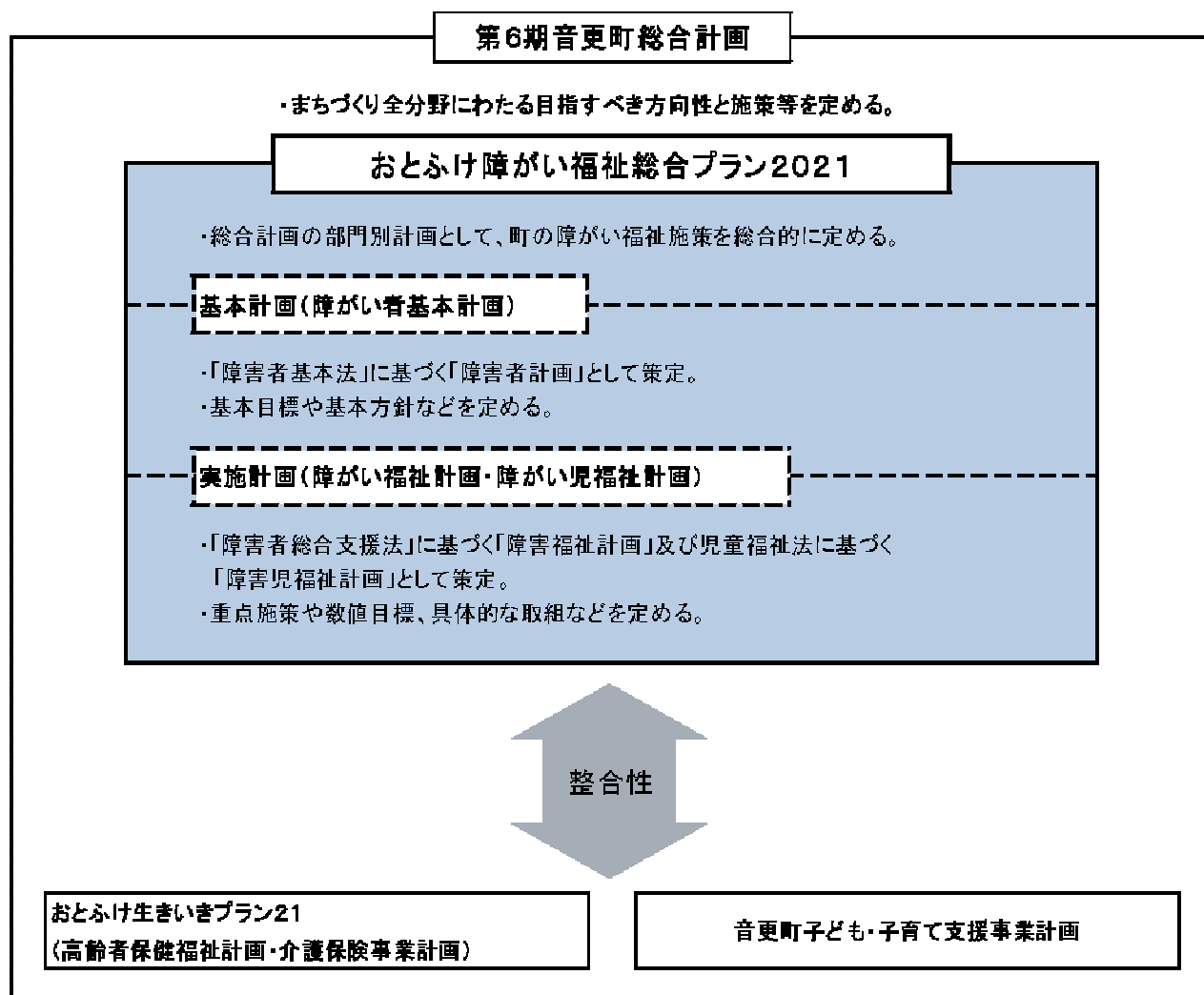


障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画で定める事項を包括

2 計画の位置づけ・構成

この計画は、本町のまちづくり全分野にわたる目指すべき方向性と施策等を定めた第6期音更町総合計画の部門別計画の一つです。障がい福祉施策の基本的な方向性や考え方を示す基本計画と、基本計画を実現するための施策の方向を定める実施計画から構成されます。

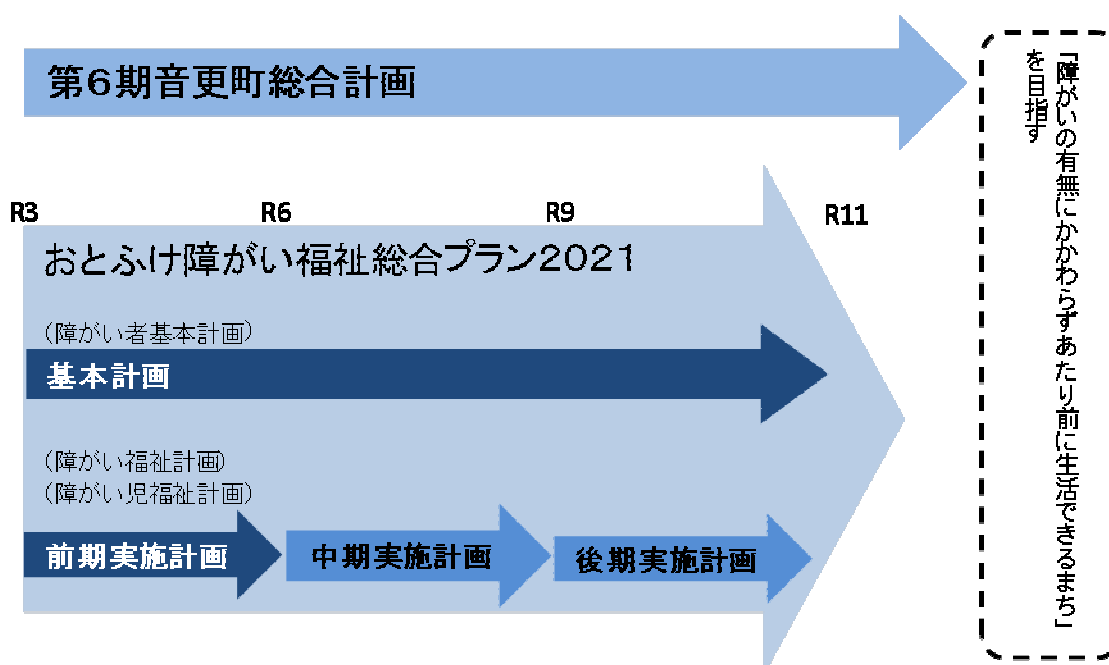
おとふけ障がい福祉総合プラン2021の位置づけについて



3 計画期間

基本計画(この計画の第1章が該当します。)の計画期間は、令和3年度から令和11年度までの9年間とします。実施計画の計画期間は、今回策定する前期実施計画(この計画の第2章と第3章が該当します。)が令和3年度から令和5年度まで、中期実施計画が令和6年度から令和8年度まで、後期実施計画が令和9年度から令和11年度までのそれぞれ3年間とします。

おとふけ障がい福祉総合プラン2021の期間について



※3年ごとに、実施計画を策定する。
今回定める数値目標や具体的な取組は、前期実施計画期間内のもの。

4 対象者の範囲

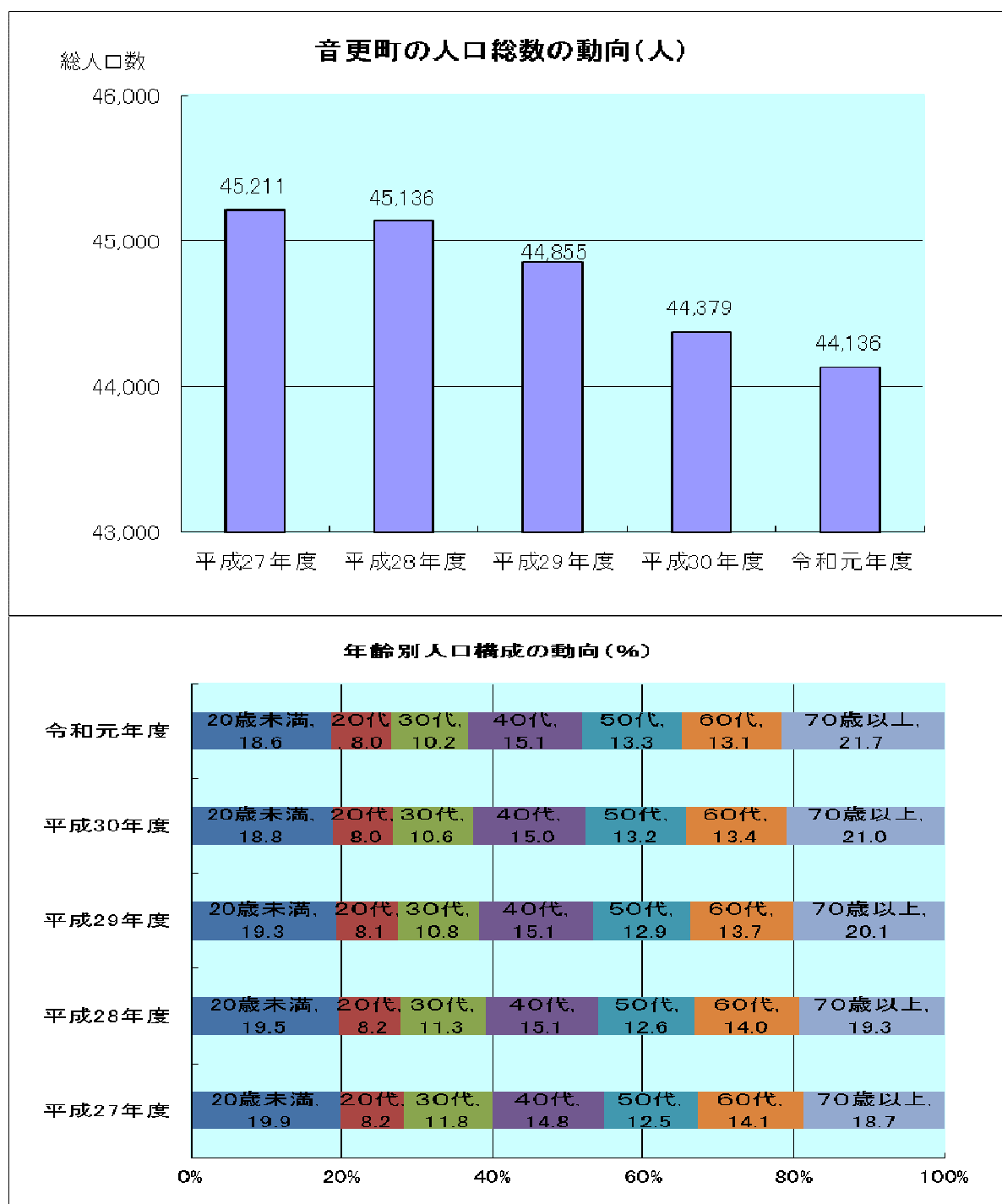
この計画の対象者は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人のほか、同法改正の際の附帯決議や障害者総合支援法の主旨に則して、いわゆる難病等特定疾患がある人や高次脳機能障がいがある人も含めます。

Ⅱ 音更町の障がいがある人を取り巻く状況

1 音更町の障がいがある人の状況

(1) 音更町の人口

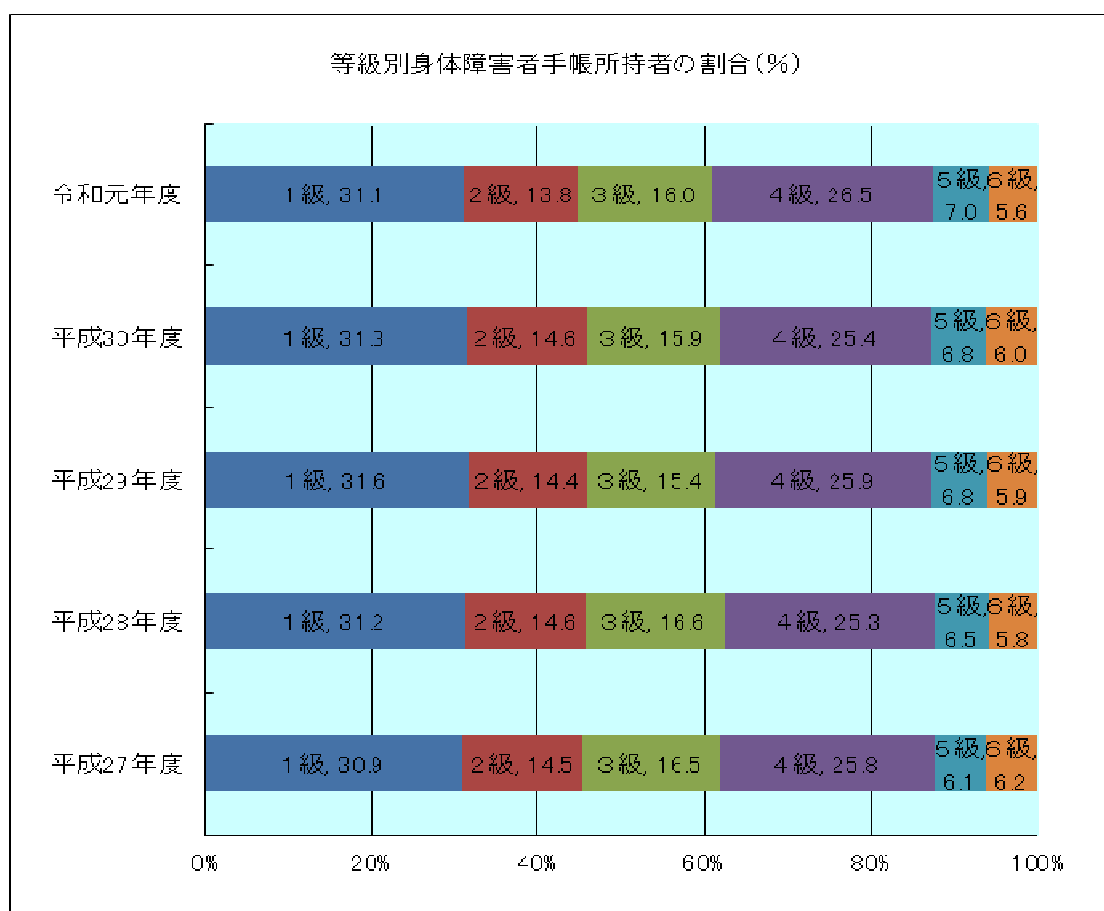
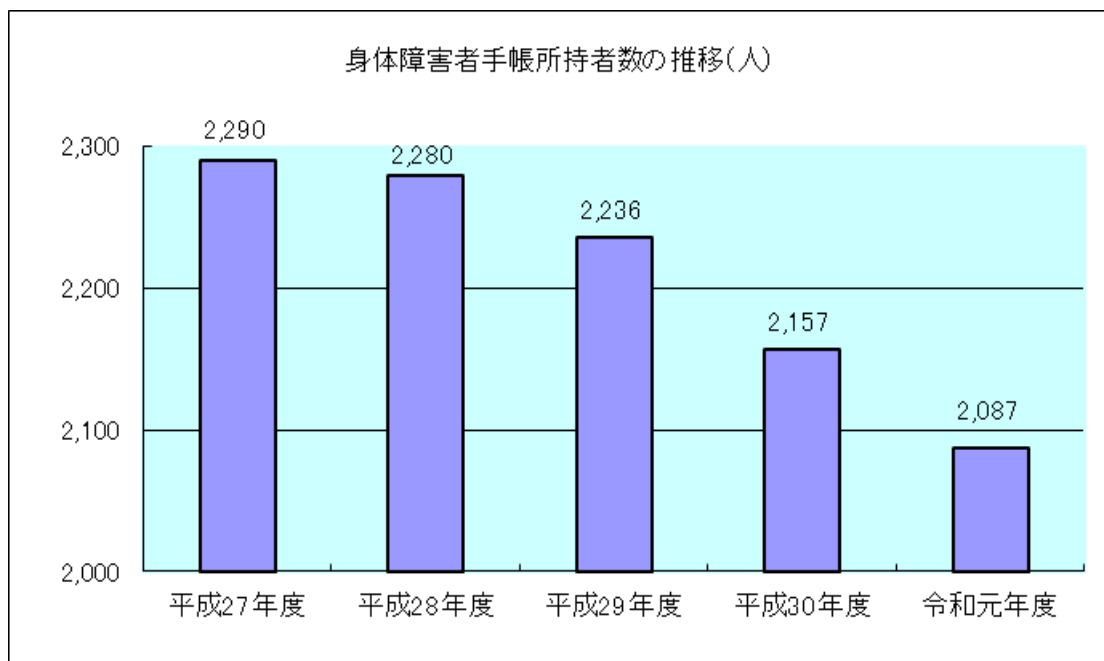
音更町の人口は、平成27年度末の45,211人（住民基本台帳）から4年間で1,075人減り、令和元年度末には44,136人となっています。また、平成27年度末に26.3%だった65歳以上の人の割合は28.6%になっています。



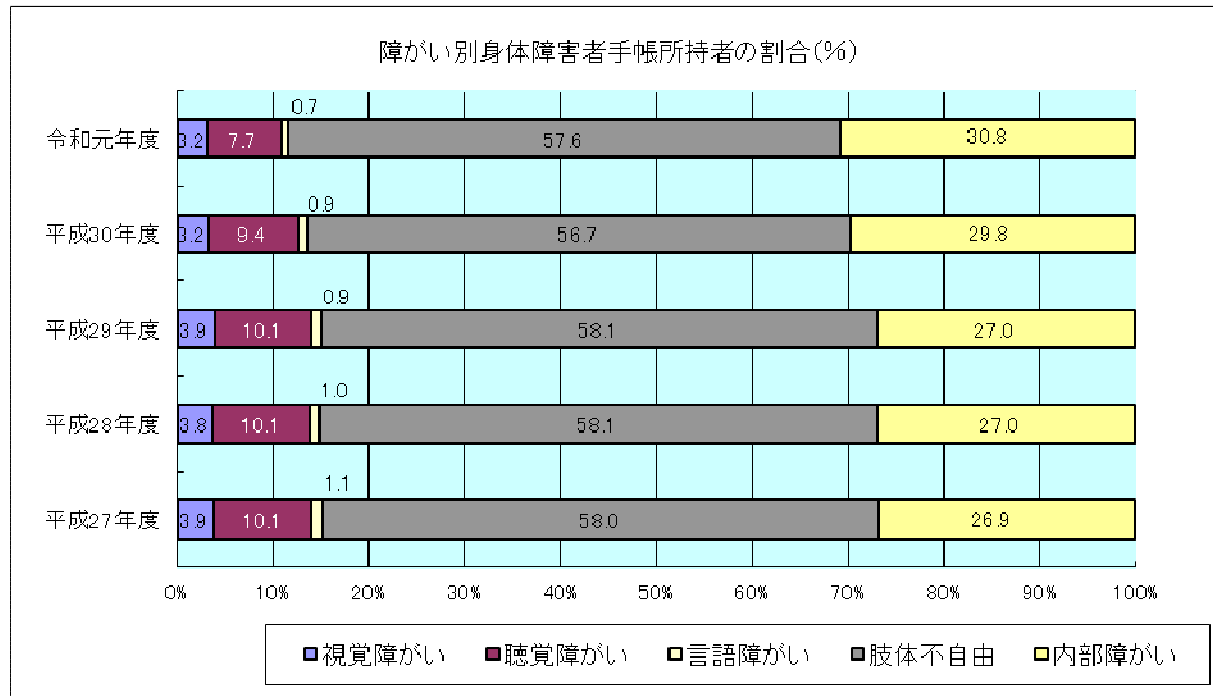
(2) 身体障がいがある人の状況

音更町の身体障害者手帳所持者数は、平成27年度末の2,290人から203人減り、令和元年度末で2,087人となっています。

また、いわゆる重度障がい（1級と2級）の人が占める割合は、平成27年度末が45.4%で、令和元年度末が44.9%であり、ほぼ横ばいの推移となっています。

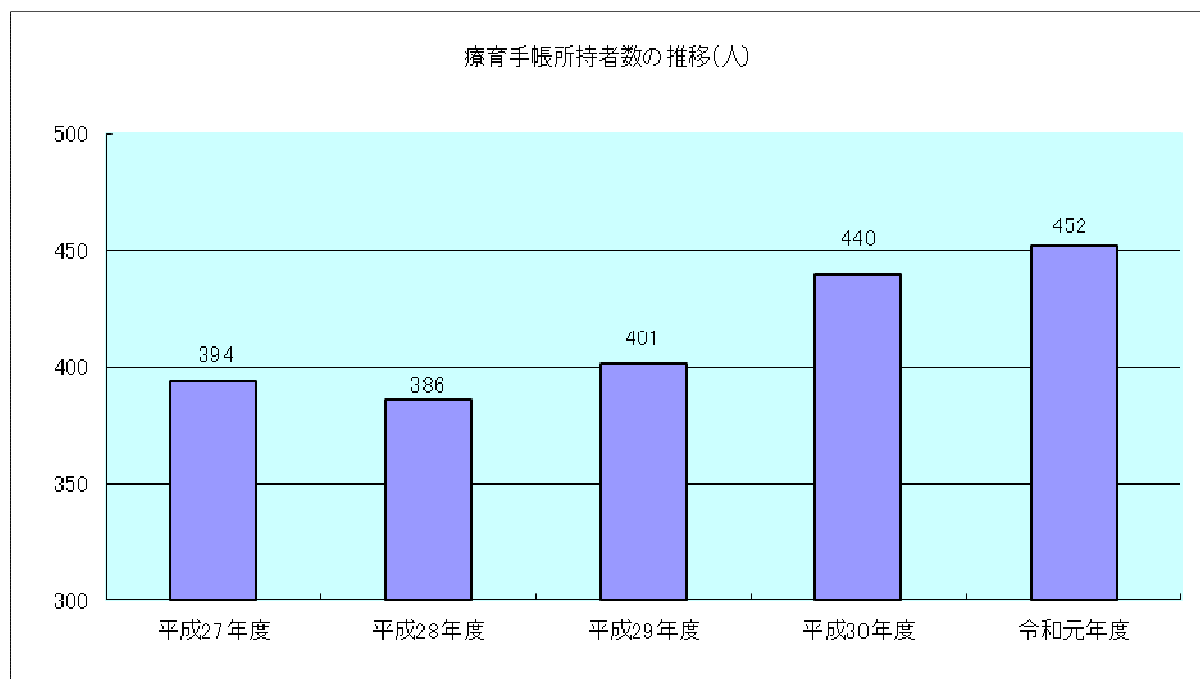


令和元年度末の障がい種別の構成比は、視覚障がいが3.2%、聴覚・平衡機能障がい7.7%、音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい0.7%、肢体不自由が57.6%、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がい30.8%となっており、過去5年間で比較しても、ほぼ同様の割合で推移していますが、聴覚・平衡機能障がいのある人の割合が少し減り、内部障がいのある人の割合が少し増えてきている状況にあります。

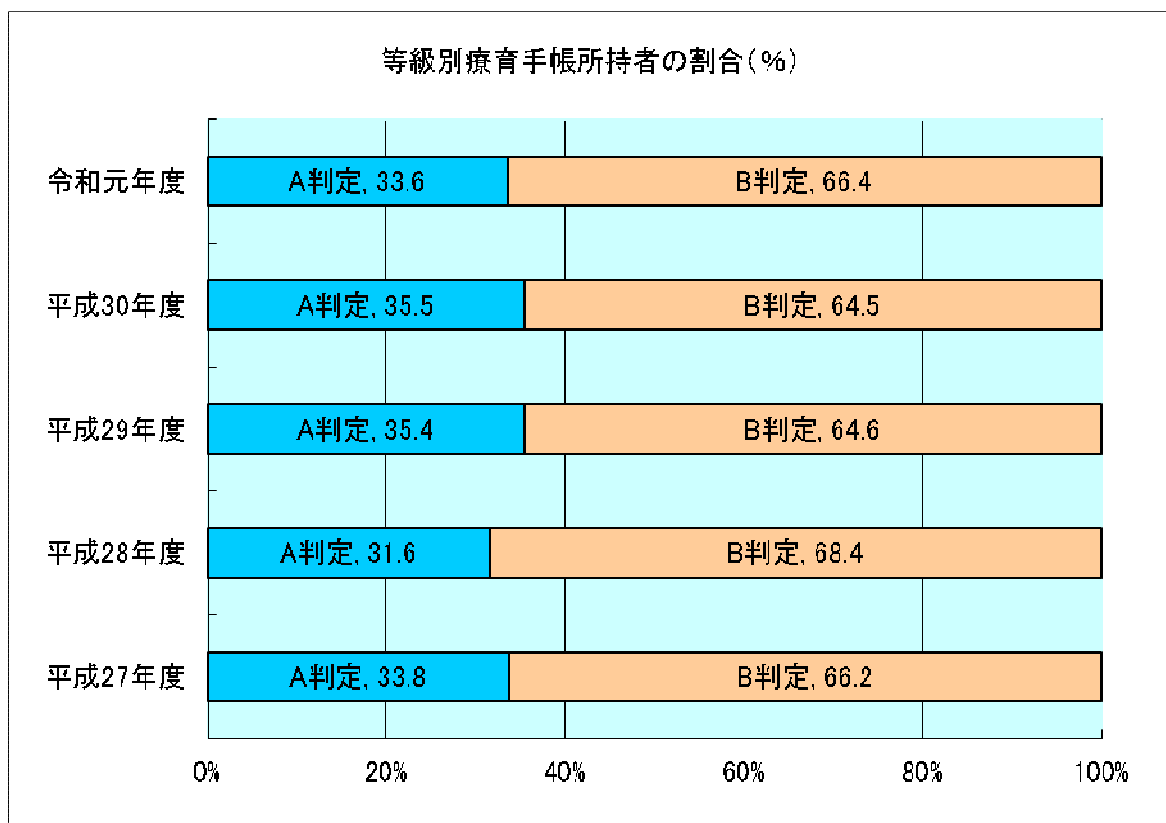


(3) 知的障がいがある人の状況

音更町の療育手帳所持者数は、平成27年度末の394人から58人増え、令和元年度末には452人となっています。

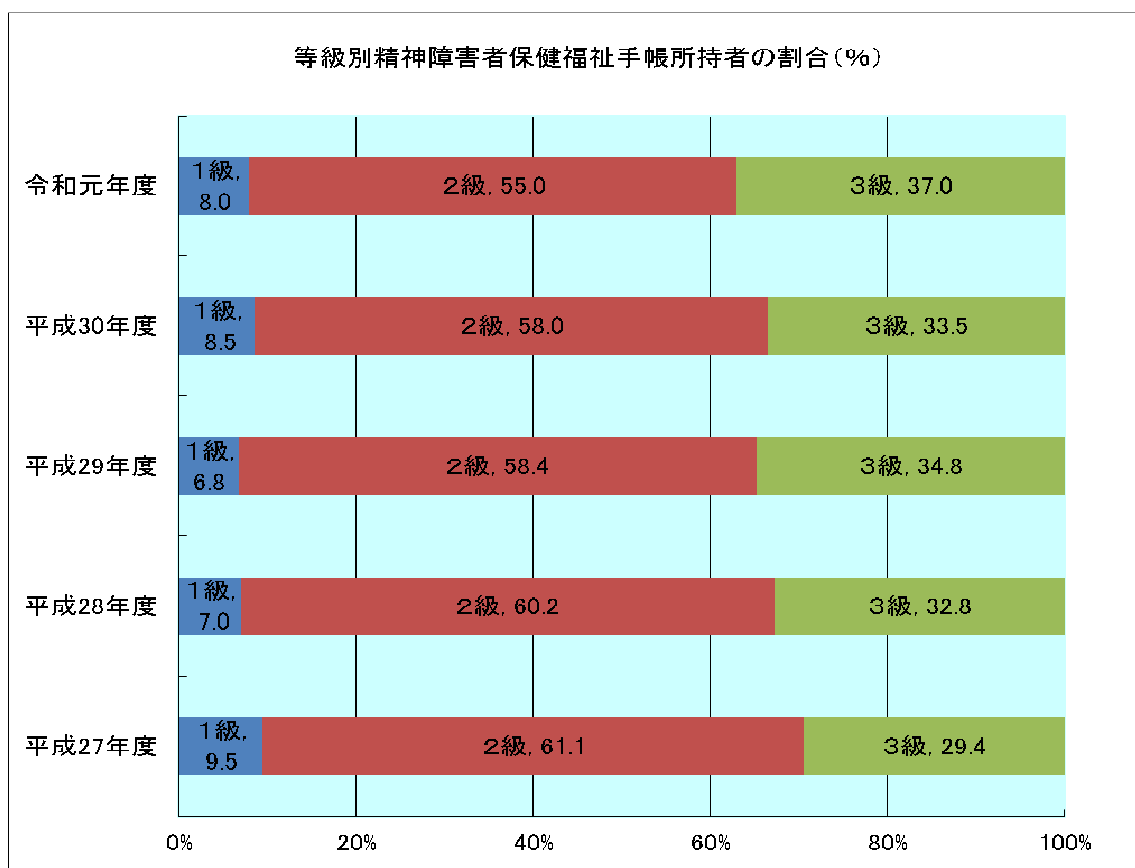
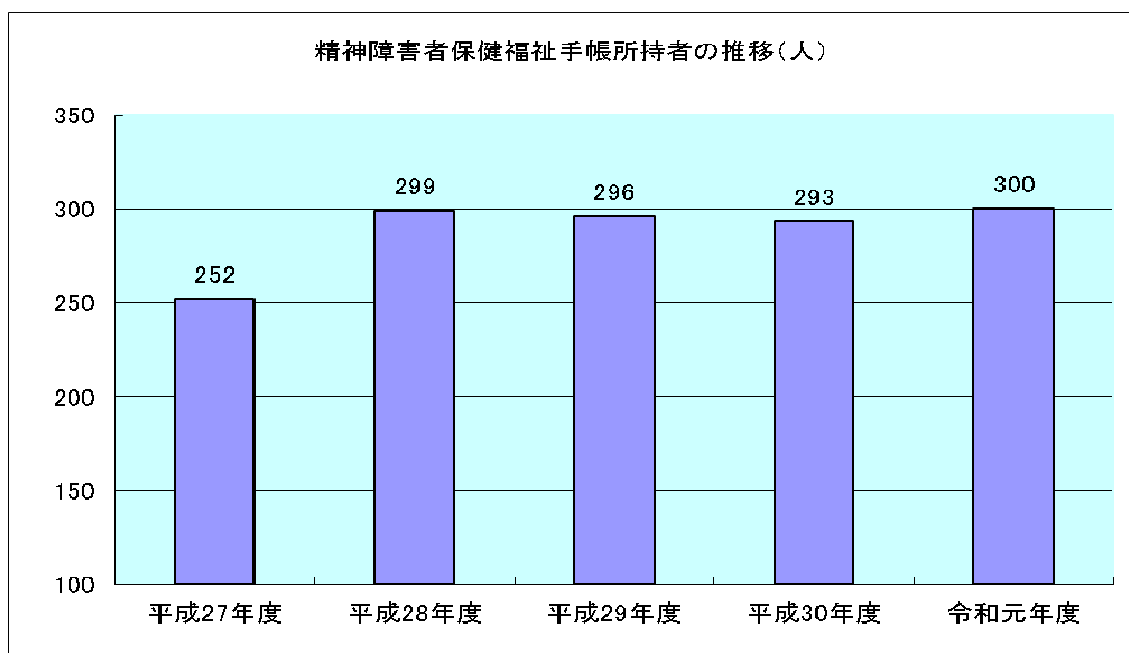


障がい等級別では、令和元年度の重度であるA判定の人の割合と中軽度であるB判定の人の割合がそれぞれ33.6%と66.4%で、平成27年度末とほぼ同率であり、過去5年間を比較しても、ほぼ同様の割合で推移しています。



(4) 精神障がいがある人の状況

音更町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成27年度末の252人から48人増え、令和元年度末には300人となっています（通院や入院をしても手帳を持たない人は含みません）。また、自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）の受給者数は、平成27年度末現在の626人から157人増え、令和元年度末現在では783人となっています。



(5) 難病等特定疾患がある人の状況

音更町の難病患者数（難治性特定疾患医療費給付対象者数）は、平成27年度末の392人から、令和元年度末には395人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

なお、小児慢性特定疾患医療受給者は、令和元年度末で42人となっています。

(6) 発達障がいがある人の状況

発達障がいは、平成17年4月に施行された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいは、いろいろな特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多いため、診断が難しく、また、固有の支援制度等もないことから、正確な人数の把握が難しい状況にあります。平成28年度の厚生労働省の調査では、医師から発達障がいと診断された人が全国で約48万1千人いると推計されています。

(7) 高次脳機能障がいがある人の状況

高次脳機能障がいは、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管疾患や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した際の後遺症として見られるもので、「突然人が変わったようになる」「少し前に言われたことをすぐ忘れてしまう」等の症状が現れ、日常生活や社会生活に制約が出てしまうことがあります。

高次脳機能障がいは、外見上からはわかりにくいいため、「見えにくい障がい」といわれ、十分な理解が得られていない実態にあり、正確な人数の把握が難しい状況にあります。平成28年度の厚生労働省の調査では、医師から高次脳機能障がいと診断された人が全国で約32万7千人いると推計されています。

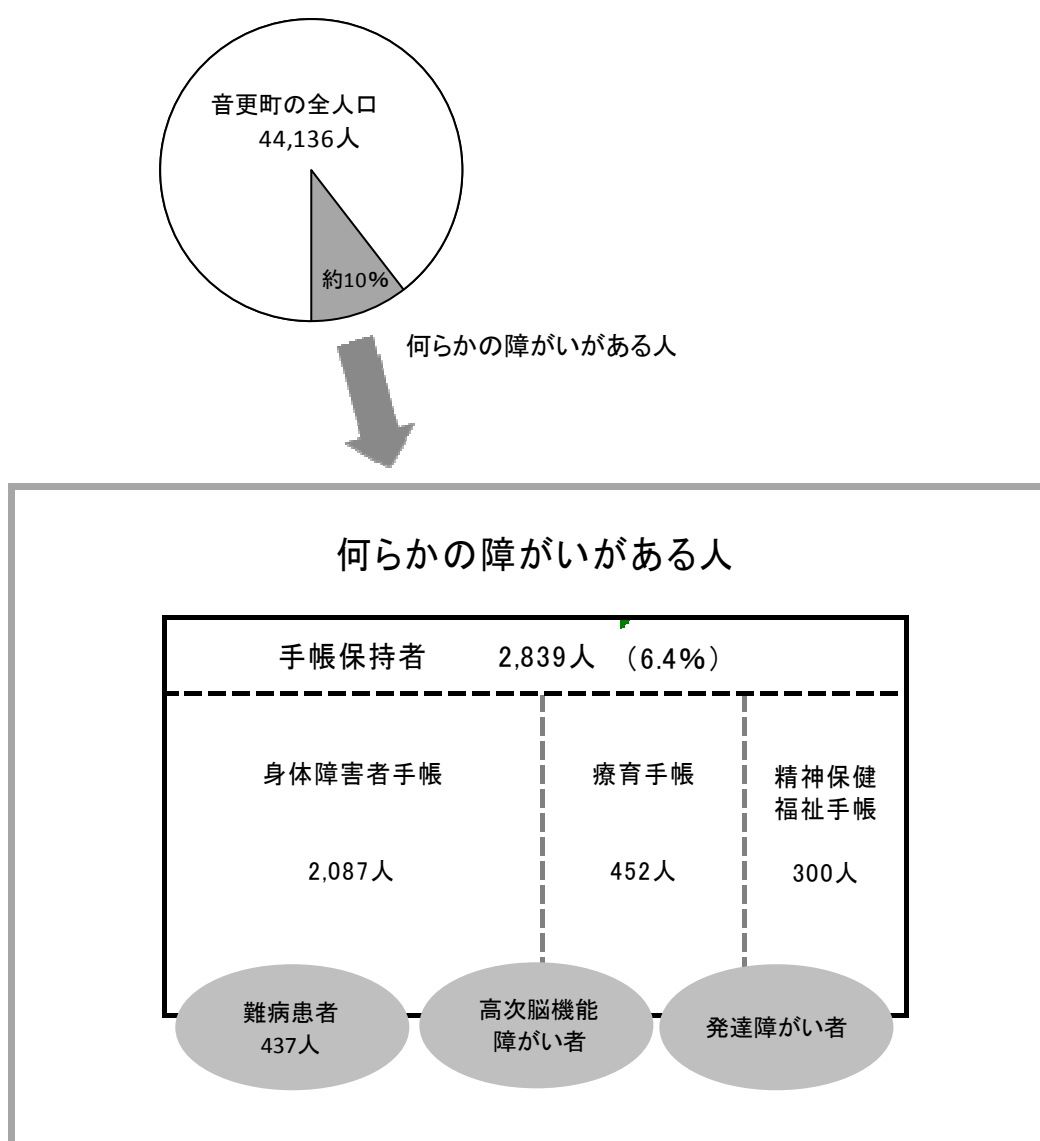
(8) 音更町の人口に占める障がい等がある人の割合

音更町の人口に対して6.4%の人が何らかの手帳を所持しています（前期計画策定時6.6%）。

また、発達障がいがある人や高次脳機能障がいがある人を含めると、潜在的には人口に対して約1割の人が何らかの障がいがあると考えられます。

音更町の障がいのある人の割合について

音更町住民基本台帳人口 44,136人 (令和元年度末)



※潜在的に支援を必要とする人まで含めると全町民の約1割が計画の対象者に

(9) 施設入所、入院している人の状況

施設入所者は、平成28年度末の103人から1人減り、令和元年度末では102人となっています。

利用している施設の所在地は、町内が38人（平成28年度末現在）から37人（令和元年度末現在）に、町外は、平成28年度末、令和元年度末ともに65人になりました。

精神科病院に入院している人は、地域精神保健医療福祉社会資源分析データベースにより公表されている数値によると、平成30年6月末現在で40人おり、そのうちの9人が1年以上入院している状況にあります。

(参考) 障がいがある人の今後の推計値

音更町の令和元年度末の各世代に占める障がいがある人（各種手帳の交付を受けている人）の割合を、令和11年度の人口推計値（※）の世代別人口に当てはめて推計すると、障がいがある人の人数は、令和元年度末で人口44,136人に対して2,965人ですが、令和11年度には人口42,740人に対して3,150人になるものと見込まれます。

このことから、人口の減少にかかわらず、手帳の所持率が高い高齢者人口が増えていくことにより、障がいがある人も増加する可能性があるものと推測されます。

※人口推計値（令和11年・人口42,740人）は、「音更町第6期総合計画」で試算した数値を基に推計したものを使用しています。

2 音更町民が利用できる障がい福祉サービス

障害者総合支援法と児童福祉法の規定により、利用できる主な障がい福祉サービスは次のとおりとなっています。

区分	サービスの種別	サービスの内容	総合※	児童※	地域※
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	療養介護	病院等において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。	●		
	生活介護	主に重度の障がいがある人に、日中の介護や創作的活動の機会などを提供します。	●		
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)・宿泊型自立訓練	身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練や支援等を行います。	●		
	就労移行支援	一般就労を希望する人に対して、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。	●		
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。	●		
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題等に対応できるよう相談支援を行うとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	●		
	短期入所(ショートステイ)	介護を行う人が病気になった場合などに、短期間、施設に入所することにより、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。	●		
居 住 系 サ ー ビ ス	自立生活援助	居宅での1人暮らしにより自立した生活を送るため、定期的な巡回訪問や随時の訪問対応等の相談・援助を行います。	●		
	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を送ることが可能な人に対して、相談支援や入浴、排せつ、食事、洗濯、掃除等の日常生活上の介助を行います。	●		
	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人に対して、居住の場を提供し、主として夜間における日常生活上の支援等を行います。	●		
訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護(ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事など自宅での生活の介護や通院のための付添いなどを行います。	●		
	重度訪問介護	重度の障がいがある人に、自宅での介護から外出支援までを総合的にを行います。	●		
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。	●		
	行動援護	知的や精神の障がいにより、行動する際、常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援助などを行います。	●		
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを組み合わせることで包括的に提供します。	●		
相 談 支 援	計画相談支援	障がいがある人の相談に応じ、その人に適した障がい福祉サービス等の利用計画を作り、継続的に利用状況を確認します。	●		
	障害児相談支援	障がいがある児童の保護者の相談に応じ、その児童に適したサービスの利用計画を作り、継続的に利用状況を確認します。		●	
	地域移行支援・地域定着支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域で生活するための住居の確保などの相談に応じます。また、自宅に単身で生活している人との常時の連絡体制を取り、緊急時の支援等を行います。	●		
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援・放課後等デイサービス	発達に課題のある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。		●	
	居宅訪問型児童発達支援	居宅への訪問により、重度の障がい等により外出の難しい児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や適応訓練などを行います。		●	
地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出(冠婚葬祭、官公庁、金融機関等)の際に必要な支援を行います。			●
	地域活動支援センター事業	地域生活の充実のため、創作的活動・生産活動の機会や社会との交流を促進する場を提供します。			●
	日中一時支援事業	地域生活の充実や家族の就労支援、介護負担軽減を図るため、社会参加活動やレクリエーション活動の提供等を行います。			●

※総合：障害者総合支援法で定めるサービス

※児童：児童福祉法で定めるサービス

※地域：地域生活支援事業(市町村で定めるサービス)

3 障がい福祉サービスの提供体制の現状と評価

(1) サービス利用の状況について

本町における障がい福祉サービスの見込みと実績値については、次の表のとおりとなっています。おおむね見込みを上回る実績値となっていますが、就労移行支援や就労継続支援A型、施設入所支援（※）等が見込みを下回る実績値となっています。

特に、放課後等デイサービスの伸びが大きい状況にあります。これは、サービスを提供する事業所が増えたことや、健診等により早期に発達面で心配のある子をサービス利用につなげることができていることが理由であると考えられます。

※施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少させることが目標となっています。

サービス種別	30年度末		元年度末		2年度		
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	
日中活動系サービス	療養介護	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	生活介護	170 人	184 人	177 人	191 人	184 人	193 人
		3,431 人日	3,645 人日	3,574 人日	3,713 人日	3,716 人日	3,785 人日
	自立訓練(機能訓練)	2 人	2 人	2 人	1 人	3 人	0 人
		10 人日	10 人日	10 人日	4 人日	15 人日	0 人日
	自立訓練(生活訓練)	0 人	0 人	0 人	3 人	1 人	2 人
		0 人日	0 人日	0 人日	63 人日	5 人日	42 人日
	宿泊型自立訓練	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
		0 人日	0 人日	0 人日	30 人日	30 人日	30 人日
	就労移行支援	13 人	12 人	14 人	8 人	14 人	9 人
		243 人日	155 人日	259 人日	129 人日	261 人日	101 人日
	就労継続支援(A型)	24 人	29 人	28 人	29 人	31 人	28 人
		465 人日	503 人日	550 人日	530 人日	593 人日	550 人日
	就労継続支援(B型)	100 人	126 人	117 人	137 人	127 人	140 人
1,797 人日		1,982 人日	2,088 人日	2,265 人日	2,267 人日	2,312 人日	
就労定着支援	0 人	3 人	1 人	3 人	2 人	4 人	
短期入所(福祉型)	9 人	15 人	9 人	19 人	10 人	14 人	
	74 人日	114 人日	74 人日	114 人日	81 人日	95 人日	
短期入所(医療型)	1 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人	
	3 人日	0 人日	5 人日	0 人日	10 人日	0 人日	
居住系サービス	自立生活援助	0 人	0 人	1 人	4 人	1 人	3 人
	共同生活援助	74 人	87 人	79 人	93 人	81 人	120 人
	施設入所支援	102 人	103 人	101 人	102 人	100 人	98 人
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	1,632 時間	2,125 時間	1,694 時間	2,310 時間	1,724 時間	2,002 時間
		53 人	69 人	55 人	75 人	56 人	65 人
相談支援	計画相談支援	67 人	308 人	71 人	336 人	74 人	344 人
	障害児相談支援	30 人	48 人	33 人	44 人	36 人	43 人
	地域移行支援	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人
	地域定着支援	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人	3 人
障害児通所支援	児童発達支援	103 人	141 人	114 人	145 人	125 人	126 人
		334 人日	435 人日	392 人日	548 人日	426 人日	470 人日
	医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	放課後等デイサービス	187 人	231 人	206 人	267 人	224 人	279 人
		858 人日	1,008 人日	944 人日	1,035 人日	1,030 人日	1,128 人日
	保育所等訪問支援	2 人	2 人	4 人	1 人	4 人	1 人
4 人日		2 人日	7 人日	1 人日	7 人日	1 人日	
居宅訪問型児童発達支援	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	
	0 人日	0 人日	2 人日	0 人日	2 人日	0 人日	

※ 各サービスごとの1か月当たりの利用量

※ 2年度実績は11月現在

(2) アンケート調査結果の概要について

障がい福祉サービスの利用見込みや今後の施策を検討する上での資料とするため、在宅や施設で生活している人に対してアンケート調査を実施しました。結果の概要は、次のとおりですが、自由記載欄でも、施策に関する具体的な提案等もいただくことができましたので、今後の参考とさせていただきます。

◆アンケート調査の概要◆

① 調査方法 郵送による配布・回収、無記名での回答方式

② 調査対象及び回収率 ※ () 内は前回調査の数値

区分	調査対象者(人)	回答者数(人)	回収率(%)
18歳以上	500(430)	251(232)	50.2(54.0)
18歳未満	200(170)	103(77)	51.5(45.3)
合計	700(600)	354(309)	50.6(51.5)

③ 調査期間 令和2年3月10日～4月10日

④ 対象者の選定方法

障がい福祉サービス利用者及び手帳所持者（身体、療育、精神）から無作為抽出

※ 65歳以上の人は、サービス利用の際に介護保険優先となり、介護保険の計画においてサービス量等が勘案されているため対象外とした。

※ 手帳制度のない難病を持つ人や高次脳機能障がいがある人についてもアンケート調査票を送付するため、次の団体の協力を得た。

【協力団体】

- ・北海道難病連音更支部
- ・脳外傷友の会コロポックル道東支部

※ 施設やグループホームで生活している人の回答を確実に得るため、次の法人の協力を得た。

【協利法人】

- ・社会福祉法人音更晩成園
- ・社会福祉法人更葉園
- ・社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会
- ・株式会社クローバー

◆主な回答内容◆

○利用しているサービスの満足度

18歳以上は回答者の約41%、18歳未満は回答者の約78%が何らかのサービスを利用していますが、その満足度は、次のとおりとなりました。

18歳以上では、「サービスの利用時間や回数」が満足・おおむね満足と回答した人の割合が80%を超え、「サービスの内容」や「サービスの質」が70%程度という結果になりました。18歳未満では、「サービスの内容」や「サービスの質」が満足・おおむね満足と回答した人の割合が85%を超え、「サービスの利用時間や回数」が75%程度という結果になりました。

【18歳以上】

回答内容	満足している	どちらともいえない	満足していない
サービスの利用時間や回数	84.6%	11.5%	3.9%
サービスの内容	73.1%	16.3%	7.8%
サービスの質	74.1%	13.5%	9.7%

【18歳未満】

回答内容	満足している	どちらともいえない	満足していない
サービスの利用時間や回数	76.3%	10.0%	12.6%
サービスの内容	87.6%	8.8%	3.8%
サービスの質	86.3%	6.3%	7.5%

○利用者負担額

利用者負担額について、「問題はない」と回答した人は、18歳以上で81.7%、18歳未満で78.7%となり、問題ないと考えている人の割合が前回よりも18歳以上で約11%、18歳未満で6%上昇する結果となりました。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
問題はない	81.7%	71.0%
負担額が多いと感じる	11.5%	24.2%

【18歳未満】

回答内容	今回	前回
問題はない	78.7%	72.7%
負担額が多いと感じる	21.3%	27.3%

○サービスを利用しやすくするために必要なこと

サービスを利用しやすくするために必要なこととして挙げられた項目のうち、上位5つの回答が次のとおりとなっています。順位と割合は異なりますが、18歳以上、18歳未満ともに同じ項目が上位に挙げられています。

【18歳以上】

順位	回 答 内 容	割合
第1位	手続きが早くて簡単になる	43.4%
第2位	緊急時に対応してくれる	38.2%
第3位	支援する人が親切に対応する	33.5%
第4位	利用者負担額を減らす	29.1%
第5位	利用できるサービスの種類を増やす	25.9%

【18歳未満】

順位	回 答 内 容	割合
第1位	手続きが早くて簡単になる	66.3%
第2位	支援する人が親切に対応する	65.0%
第3位	緊急時に対応してくれる	63.8%
第4位	利用できるサービスの種類を増やす	60.0%
第5位	利用者負担額を減らす	51.3%

○相談支援事業所

「相談支援事業所を知っている」と回答した人は、18歳以上で25.9%、18歳未満で32.0%となり、相談支援事業所の知名度が前回よりも18歳以上で約4%、18歳未満で約1%上昇する結果となりましたが、依然、3割程度の知名度となっています。

【18歳以上】

回 答 内 容	今 回	前 回
相談支援事業所を知っている	25.9%	21.6%

【18歳未満】

回 答 内 容	今 回	前 回
相談支援事業所を知っている	32.0%	31.2%

○成年後見制度

「成年後見制度を知っている」と回答した人は、18歳以上で26.7%、18歳未満で40.8%となり、成年後見制度の知名度が前回よりも18歳未満で約3%上昇する結果となりました。

また、「成年後見制度の利用を希望する」と回答した人は、18歳以上で14.7%、18歳未満で31.1%となり、利用希望者が前回よりも18歳以上で約3%、18歳未満で約5%上昇する結果となりました。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
成年後見制度を知っている	26.7%	26.7%
今後、成年後見制度の利用を希望	14.7%	11.6%

【18歳未満】

回答内容	今回	前回
成年後見制度を知っている	40.8%	37.7%
今後、成年後見制度の利用を希望	31.1%	26.0%

○災害時の避難等について

災害時に「一人で避難できない」と回答したのは、18歳以上で32.7%、18歳未満で44.7%、「近所に助けてくれる人がいない」と回答したのは、18歳以上で38.2%、18歳未満で40.8%となっています。

さらに、18歳以上で「災害時に家族と連絡が取れない」と回答した人が16.7%、「自分で消防等に通報できない」と回答した人が24.3%となっています。

また、災害時に困ることとして、18歳以上では「投薬や治療が受けられない」と回答した人が51.4%と最も多く、次いで「避難所等での集団生活が難しい」が43.4%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が39.8%の順となっています。

18歳未満では「自力で避難することができない」と回答した人が49.5%と最も多く、次いで「周りに救助を求めることができない」と「周囲の状況を的確に把握できない」が47.6%、「避難所等での集団生活が難しい」が46.6%の順となっています。

【18歳以上】

災害時の避難	今回	前回
一人で避難できない	32.7%	22.8%
近所に助けてくれる人	今回	前回
近所に助けてくれる人がいない	38.2%	—
家族への連絡	今回	前回
災害時に家族への連絡が取れない	16.7%	—
消防等への通報	今回	前回
自分で通報ができない	24.3%	—
災害時に困ること（上位5項目）	今回	前回
投薬や治療が受けられない	51.4%	—
集団生活が難しい	43.4%	—
周囲とコミュニケーションがとれない	39.8%	—
障がいがあることを周りに理解してもらえない	37.8%	—
自力で避難することができない	36.7%	—

【18歳未満】

災害時の避難	今回	前回
一人で避難できない	44.7%	51.9%
近所に助けてくれる人	今回	前回
近所に助けてくれる人がいない	40.8%	—
災害時に困ること（上位5項目）	今回	前回
自力で避難することができない	49.5%	—
周りに救助を求めることができない	47.6%	—
周囲の状況を的確に把握できない	47.6%	—
集団生活が難しい	46.6%	—
必要な情報を入手できない	40.8%	—
障がいがあることを周りに理解してもらえない	40.8%	—

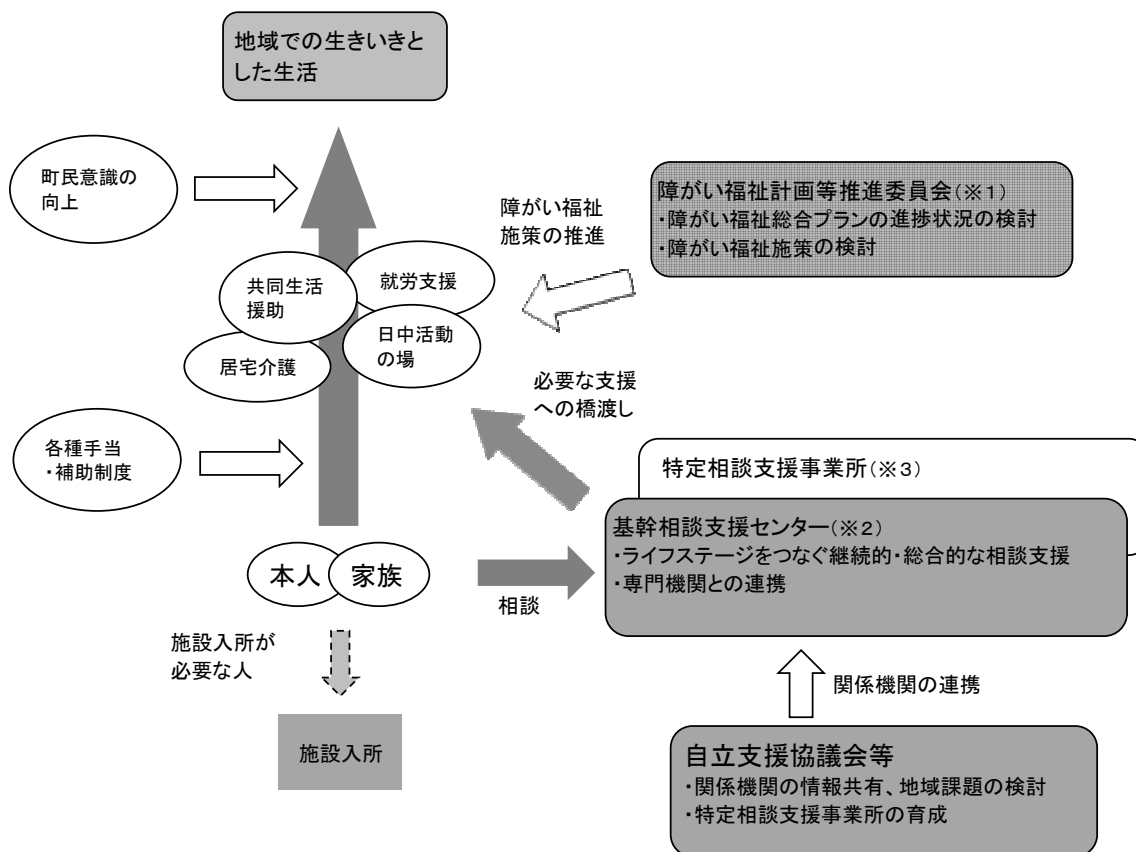
Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

障がいがある人が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、地域で生きいきとした生活を送ることができるよう、全ての人と共に社会の構成員として安心して暮らしていける「地域共生社会」の考え方に基づき、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標とします。

基本目標の実現に向けて

基本目標:「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」



- ※1 音更町障がい福祉計画等推進委員会…当事者や学識経験者などで構成され、本計画の策定と推進状況について審議を行う町の附属機関です。
- ※2 音更町障がい者基幹相談支援センター…地域の相談支援の中核的な役割を担うため、役場福祉課内に設置されています。専門のスタッフが、障がいについての相談に幅広く応じます。
- ※3 特定相談支援事業所…障がいについての一般的な相談と、障がい福祉サービス等の利用計画の作成及び計画の継続的な検証を行います(令和2年11月現在、町内に6事業所)。

2 計画の基本方針

基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を達成するため、5つの基本方針に基づき施策を推進します。

(1) さまざまな状況を踏まえた支援

支援が必要な人の特性や生活環境などを踏まえた支援を実施するため、一人ひとりのニーズを的確に把握するための相談支援体制やそのニーズに応じるためのサービス提供体制の充実を目指します。

(2) 子どもの健やかな育成のための支援

障がいのある子どもがその能力を発揮して、自らの決定に基づき社会活動に参加できるようにするため、乳児期や学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じた支援の実施を目指します。

(3) 障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人が地域であたり前に生活する社会にするため、障がいに対する理解を深め、その人の特性に応じた配慮が行われることにより、差別や偏見等のない社会の実現を目指します。

(4) ICT（情報通信技術）を活用した支援

ICT（情報通信技術）の急速な進展により、社会のあらゆる場面で導入されている状況を踏まえ、障がいのある人の情報格差の解消やより効果的な情報提供体制の構築を図るため、ICTを活用した支援の実施を目指します。

(5) 安全・安心を確保するための支援

近年の大規模災害の多発や感染症の流行等の状況を踏まえ、障がいのある人が災害や犯罪などに巻き込まれないよう支援するなど、地域生活での安全・安心を確保するための支援の実施を目指します。

3 施策の区分

基本方針で示した視点に基づき、各種課題を効率的かつ効果的に解決していくため、3つの施策に区分して、各種取組を総合的に進めていきます。

(1) 生活支援体制の充実

(2) 自立した生活や社会参加の促進

(3) 誰もが暮らしやすい社会の実現

第2章 各論（前期実施計画）

I 重点施策

第1章の基本計画で定める基本目標「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現のため、本章で定める施策の方向に沿って具体的な取組を一つひとつ推進していくとともに、次の4つの施策を「重点施策」として掲げ、重点的に取り組んでいきます。

（1） 就労支援体制の強化

一般就労に向けた就労支援体制を強化するため、職場体験事業や農業との連携をはじめとする事業等を活用しながら、関係機関と連携して支援する体制の構築に向けた検討を行います。

（2） 障がい者総合支援協議会を中心とした支援体制の強化

ひきこもりで悩む人、医療的ケアが必要な人やその家族等を支援する体制を強化するため、障がい者総合支援協議会を中心に、関係機関が連携して支援する体制の構築に向けた検討を行います。

（3） 申請手続の簡略化に向けた取組の強化

申請者の利便性向上を図るため、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン申請の導入に向けた検討を行うなど、申請手続の簡略化に向けた取組を強化します。

（4） 防災対策の強化

災害等の非常事態において、障がいのある人が災害に巻き込まれず、安全に避難し、安心して避難所生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定の促進などの防災対策に係る取組を強化します。

II 令和5年度の数値目標

国の基本指針及び道の計画に基づき、成果目標として、次のとおり数値目標を設定し、必要となる障がい福祉サービス等の提供体制の確保を目指します。

■国の基本指針及び道の計画における数値目標設定の考え方（R5年度目標）

		国の基本指針	道の計画※
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	目標年度の地域生活移行者数	・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活（自宅やグループホームなど）へ移行	2. 4%
	目標年度の減少見込数	・施設入所者数を令和元年度末時点から1. 6%以上削減	4. 3%
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保	・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討	圏域 21か所以上
3 福祉施設から一般就労への移行等	目標年度の年間一般就労移行者数	・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上	国と同じ
		・就労移行支援事業所から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上	国と同じ
		・就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上	国と同じ
		・就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上	国と同じ
4 障がい児支援の提供体制の整備	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	・令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所確保	圏域 21か所
	医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保	各都道府県、各圏域及び各市町村において協議の場を設置	道 1か所 圏域 21か所 医ケア児等がいる市町村 82か所
		各都道府県、各圏域及び各市町村においてコーディネーターを配置	医ケア児等がいる市町村 82か所

※北海道全体の目標値

■音更町における令和5年度末の数値目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在の入所者数	102人	令和2年3月31日現在
【目標値】令和5年度までの地域生活移行者数	7人	グループホーム等への移行
【目標値】令和5年度の減少見込数	2人	

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	備考
【目標値】運用状況の検証・検討回数	年1回	

3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	3人	令和元年度に就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数	6人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の数

(2) 就労移行支援事業所の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	2人	令和元年度に就労移行支援事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数	3人	令和5年度に就労移行支援事業を通じて、一般就労した人の数

(3) 就労継続支援A型事業所の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	0人	令和元年度に就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数	1人	令和5年度に就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した人の数

(4) 就労継続支援B型事業所の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	1人	令和元年度に就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数	2人	令和5年度に就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した人の数

4 障がい児支援の提供体制の整備

項目	数値	備考
【目標値】関係機関等の連携を図るための協議の場の開催回数	年1回	

5 音更町独自の数値目標

項目	数値	備考
【目標値】職場体験事業利用者数	10人	町独自事業

Ⅲ 計画推進のための施策の方向

1 各種施策の着実な実施

下記の施策の方向に基づき、具体的な取組を着実に実施するため、当事者や学識経験者などで構成する音更町障がい福祉計画等推進委員会を設置し、計画期間中も継続的に成果目標等の実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行います。また、その結果を町の広報紙やホームページ等で公表します。

2 施策の方向の設定

(1) 生活支援体制の充実

① さまざまな状況に対応する相談支援体制の確立

施策の方向の考え方

障がいのある人やその家族などの抱える問題を的確に把握し、一人ひとりのニーズを明確にするとともに、事業者や関係機関等との連携を図り、効果的な支援が行われるよう、包括的かつ継続的なコーディネートを行う。また、さまざまな課題に対してより専門的な対応ができるよう、相談支援体制の充実を図る。

具体的な取組の主な内容

- 障がい者基幹相談支援センターの運営
- ひきこもり相談窓口の運営
- 障がい者総合支援協議会相談支援部会の運営

② 地域生活の場の確保

施策の方向の考え方

障がいのある人が、将来にわたり自ら選んだ住まいに安心して暮らしながら、日中活動に参加するなど充実した毎日を送ることを目指す。

具体的な取組の主な内容

- 地域活動支援センターの運営
- 地域生活支援拠点等の運営
- 通所交通費の助成
- 住宅改修費の助成

③必要な障がい福祉サービスの確保

施策の方向の考え方

障がいのある人が、サービスの内容について十分理解した上で、必要なサービスを希望するときに利用できる体制を整える。

具体的な取組の主な内容

- ICTを活用した情報発信力の強化
- サービスを使いやすくするための取組の実施
- ひきこもり等で悩む人や医療的ケアが必要な人等への支援の充実
- 補装具や日常生活用具の支給

(2) 自立した生活や社会参加の促進

①子どもの健やかな育成のための支援

施策の方向の考え方

福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージを通じて、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

具体的な取組の主な内容

- 子ども発達支援センターの運営
- 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域の保育、教育への参加推進
- 通所支援サービスの円滑な提供及び質の向上

②就労支援体制の確立

施策の方向の考え方

障がいのある人が、就労を目指す際に、訓練や実習などのステップを経ることができる体制を整えるとともに、多様な就労機会の確保を図る。また、就労や生活面での相談支援体制の充実を図る。

具体的な取組の主な内容

- 職場体験事業の実施
- 農福連携や高福連携等の実施

③所得保障

施策の方向の考え方

経済的自立と社会参加を推進するため、年金や各種手当等の周知を図るとともに、経済的負担を軽減するための支援を行う。

具体的な取組の主な内容

- 各種手当等の支給
- ICTを活用した申請手続の簡略化
- 重度障がい者への医療費助成

④社会参加の促進

施策の方向の考え方

障がいのある人が地域社会の一員として各種活動等に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、主体的に参加するために必要な情報の提供を行う。

具体的な取組の主な内容

- スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の普及促進
- 当事者団体等の活動に関する情報提供

⑤外出支援の充実

施策の方向の考え方

障がいがある人が自立した生活を送ることができるように、外出支援サービスの充実や公共交通機関の利用促進を図る。

具体的な取組の主な内容

- 外出支援サービスの充実
- 福祉除雪の実施

(3) 誰もが暮らしやすい社会の実現

①権利擁護の推進

施策の方向の考え方

障がいのある人に対する虐待を防止するとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進を図る。

具体的な取組の主な内容

- 障がい者虐待防止センター業務の実施
- 音更町成年後見サポートセンターの運営

②障がいに対する理解の促進

施策の方向の考え方

全ての町民が障がいに対する正しい理解を深めるとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について理解する。

具体的な取組の主な内容

- 広報活動による啓発
- 障がいのある人との交流機会の拡大
- 福祉教育の推進
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

③地域福祉活動の推進

施策の方向の考え方

ボランティア活動等に参加しやすい気運の醸成と環境の整備を図る。

具体的な取組の主な内容

- NPO法人やボランティア等の活動促進
- 障害者週間の普及啓発

④コミュニケーション手段の充実

施策の方向の考え方

障がいの特性に応じた情報の取得や意思の疎通に関する手段の充実を図り、円滑にコミュニケーションができるよう支援する。

具体的な取組の主な内容

- テレビ電話の活用による手話通訳支援の実施
- 手話通訳者や要約筆記者などの確保

⑤防災・防犯対策の推進

施策の方向の考え方

障がいのある人が災害や犯罪に巻き込まれることがないように、避難を支援するための取組や防犯に関する啓発活動などを行う。

具体的な取組の主な内容

- 避難行動要支援者台帳の整備
- 福祉避難所の指定促進
- 防犯に関する啓発活動の実施

3 計画推進のための工程表

(1) 生活支援体制の充実

① さまざまな状況に対応する相談支援体制の確立

【目指す姿】

- どこに相談すると良いかを全ての人が知っている。
- 問題の分野によらず、誰でもどんな相談でもワンストップ対応できる。
- 初期相談の後も、相談支援体制が継続される。
- 地理的、心理的にアクセスしやすい。
- 子どもの頃から障がい特性や成長の経過を総合的に把握し、一貫したアドバイスができる。
- 自身の問題以外に家族全体を包括的に支援できる。
- より専門的な対応が可能になるよう、各種課題に対応した相談窓口を設置している。
- 個別ニーズを受け、関係機関が相互に連携をとりながら、地域に新たな支援体制を築くための働きかけを行う仕組みがある。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- どのような相談内容であっても初期相談窓口で対応し、必要に応じて関係する機関等に引き継ぐなど、連携できる体制が整えられている。
- 課題に応じてより専門的な対応ができる相談窓口があることを多くの人が知っている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 1 ワンストップ相談窓口となる障がい者基幹相談支援センターを運営し、ライフステージをつなぐ継続した相談支援を目指します。
- 2 ひきこもりや子どもの発達不安などの課題に、より専門的な対応ができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 3 町の各種相談窓口や町内の特定相談支援事業所の認知度を高めるための広報活動を行います。
- 4 障がい者総合支援協議会の相談支援部会で、相談員等の資質向上等を目指す研修会を開き、相談員の育成に努めます。
- 5 障がい者総合支援協議会の相談支援部会で、新たな地域課題等を把握し、関係者が連携して支援方法を検討する仕組みを整えます。

② 地域生活の場の確保

【目指す姿】

- 将来にわたって希望する場所で自分らしく生活できる。
- 地域で安心して生活していくための支援体制が整っている。
- 入所施設等から地域移行したい人の生活の場が確保されている。
- 地域に日中活動の場がある。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 地域活動支援センターが日中活動の場として十分に機能している。
- 障がいがある人でも不自由なく暮らせる居住環境や支援体制が整備されている。
- 地域で暮らしながら通所施設を利用するための支援がある。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 6 地域活動支援センターを運営し、生産活動等の場を提供します。
- 7 日中一時支援事業等を実施することにより、日中活動の場を提供します。
- 8 居宅のバリアフリー化などに要する住宅改修費を助成します。
- 9 居宅から施設等に通所する際の交通費を助成します。
- 10 障がいのある人の孤立化等を防ぐため、地域コミュニティや民間事業者等による見守り活動を実施します。
- 11 親亡き後を見据えた支援体制を構築するため、地域生活支援拠点等の運用状況を検証し、機能強化に向けた検討を行います。
- 12 安心生活支援事業等の実施により、緊急時の受入体制の強化を図ります。
- 13 障がい者基幹相談支援センターがグループホームの空き状況等を定期的に確認することで、居住の場を紹介する機能を強化します。

③ 必要な障がい福祉サービスの確保

【目指す姿】

- 必要なサービスを希望するときに利用できる。
- サービスの利用のために必要な情報を全ての人が理解している。
- サービスの必要な人が、経済的な理由で利用を控えることがない。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- サービスの対象者、種類、利用の方法や手続、利用者負担等の仕組みについて分かりやすく情報提供されている。
- 在宅サービスが、質・量ともに充実している。
- 施設サービスが、必要量確保されている。
- サービス利用の相談に対して適確に対応できる。
- 所得の少ない人やサービスを多く必要とする重度の障がいがある人の負担額を軽減する仕組みがある。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 14 障がい福祉制度についての説明会や講演会を開きます。
- 15 初めての人でも障がい福祉サービスの対象や種類、手続などの見通しが立ちやすいように、フローチャートを用いた分かりやすいリーフレット等を配布します。
- 16 ICTを活用した各種制度等の情報の効果的な発信に努めます。
- 17 複数のサービス利用を必要とする人について、適切な相談対応や利用プランの作成のための支援を確保します。
- 18 在宅サービスを質・量ともに充実するため、事業所支援等を検討します。
- 19 施設サービスを必要量確保するため、障害者支援施設の設置者支援に努めます。
- 20 申請手続の簡略化等により、サービスを使いやすくするための取組を進めます。
- 21 身体の機能等を補い、日常生活を送りやすくするため、補装具や日常生活用具を支給します。
- 22 サービスを利用する人の利用者負担を軽減するため、高額地域生活支援事業費助成等を行います。
- 23 今後必要となるサービスの内容や量について、サービス事業者や関係機関と協議を行いながら検討できる体制をつくります。
- 24 ひきこもりや医療的ケアが必要な人に対する支援などの課題に対して、関係者が連携しチームとして支援方法を検討できる体制をつくります。
- 25 ひきこもり等で悩む当事者や保護者同士が相談や情報交換をできるような場を提供します。

(2) 自立した生活や社会参加の促進

① 子どもの健やかな育成のための支援

【目指す姿】

- 通所支援事業所や相談支援事業所が十分に整備されている。
- 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関が連携し支援している。
- 障がい福祉事業所だけでなく、保育園や小学校などで一緒に学ぶことが可能となっている。
- 医療的ケアなど特別な支援が必要な子どもへの支援体制が十分に整備されている。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関の協議する場が設けられている。
- 障がい福祉事業所だけでなく、保育園や小学校などで一緒に学ぶために支援する仕組みがある。
- 医療的ケアなど特別な支援が必要な子どもへの支援体制が整備されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 26 子ども発達支援センターを運営し、子どもの発達支援等に取り組みます。
- 27 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関が地域課題等に係る協議や支援者の資質向上のための研修等を行う場を設けます。
- 28 町の発達支援関係部署における情報共有・課題検討等の連携を強化し、横断的支援体制の構築に向けた検討を始めます。
- 29 保育所等訪問支援や医療的ケア児支援事業等の実施により、保育園や小学校などへの参加を支援します。
- 30 医療的ケアが必要な子どもや強度行動障がいがある子どもなどが必要な支援を受けられる体制づくりを行います。
- 31 質の高いサービスを提供できるよう、通所支援事業所や相談支援事業所が自主的に行う研修会等への助成を行います。
- 32 支援が必要な子どもが経済的な理由でサービスを受けられないことがないように、利用者負担額の助成等を行います。
- 33 保護者が我が子の将来の見通しをつけられるよう、ライフステージごとの手続や支援内容等を記載したフローチャートを作成します。
- 34 保護者同士が相談や情報交換できる場やペアレントメンターによる相談の場の提供、保護者のレスパイトを図る支援等を実施するなどの保護者支援を実施します。

② 就労支援体制の確立

【目指す姿】

- 能力評価→訓練→実習→就職のステップを誰でも経ることができる。
- 実際の職場を、気軽に体験する機会がある。
- 就労や生活全般についての相談をすることができる。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 能力評価→訓練→実習→就職へのステップをコーディネートする機関がある。
- 町内企業等の経営者、人事担当者が障がい者雇用に関する各種助成制度を知っている。
- 町内において職場実習の場が確保されている。
- 福祉施設等に対して業務を発注する機会が増える。
- 就労を含めた包括的な相談を受ける支援体制が整備されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 35 障がい者基幹相談支援センターを運営し、就労を含めた包括的な相談支援を関係機関と協力しながら行うとともに、就労に係る相談支援体制の強化に向けた検討を行います。
- 36 就労支援事業所が行う一般就労に向けた訓練内容等について、パンフレットなどを作成し配布します。
- 37 一般就労に向けた体験・訓練等を行う職場体験事業を実施するとともに、当該事業等を活用した就労支援体制の強化に向けた検討を行います。
- 38 就労支援等に係る関係機関等が地域課題等に係る協議や支援者の資質向上のための研修等を行う場を設けます。
- 39 就労定着支援の利用等により、一般就労につながった人が環境の変化等に対応して、長く就労できるよう支援を行います。
- 40 就労支援事業所を支援するため、優先的に物品の調達や業務の発注等を行ったり、授産製品の販売機会の拡大等を行います。
- 41 就労支援事業所等の工賃の向上等を目的とした、農業との連携や高速道路管理会社との連携等を実施します。

③ 所得保障

【目指す姿】

- 経済的自立と社会参加を行うための所得が保障されている。
- 年金や各種手当制度、医療費助成制度、費用軽減措置等が申請方法を含めて対象者に周知されており、簡単な方法で申請できる。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 年金や各種手当制度、自立支援医療費助成制度、費用軽減措置等について、対象者にきちんと周知する仕組みがある。
- 各種助成制度の申請等が簡単な方法で行うことができる。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 42 年金や各種手当制度、医療費助成制度、各種料金等の割引制度、費用軽減措置等を個別（手帳取得時等）及び全体（広報等）に周知するとともに、全体を網羅したわかりやすいパンフレット等を作成し、配布します。
- 43 自立支援医療費や重度障がい者への医療費に係る助成を行います。
- 44 社会情勢や制度改正などに応じて、必要とされる支援や費用軽減措置を行います。
- 45 ICTを活用したオンライン申請を可能にするなど、申請手続の簡略化に向けた取組を検討します。

④ 社会参加の促進

【目指す姿】

- 障がいのある人がスポーツやレクリエーション、芸術文化活動に、気軽に参加できる環境があり、その情報等が提供されている。
- 当事者団体等の活動を広く紹介し、参加しやすい環境をつくる。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいのある人が参加しやすいスポーツやレクリエーション、芸術文化活動が周知されている。
- 障がいがある人が社会参加しやすい環境づくりが進められている。
- 体育館等のスポーツ施設がバリアフリー化されている。
- 当事者団体等の活動を広く紹介し、参加しやすい環境がつけられている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 46 障がいのある人でも参加しやすいスポーツやレクリエーション、芸術文化活動を広報します。
- 47 当事者団体や民間の活動団体等と協力しながら、障がいのある人でも参加しやすいスポーツやレクリエーション、芸術文化活動の普及を目指します。
- 48 当事者団体の活動を広く紹介し、参加を呼びかけます。
- 49 当事者団体の活動を継続するために必要な支援等を行います。

⑤ 外出支援の充実

【目指す姿】

- 全ての人が安心して利用できる交通手段や移動サービスが用意されている。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいのある人やその家族に必要な交通手段が確保されている。
- 公共交通機関の運賃割引制度の対象者がその利用方法等を知っている。
- 十分な量の移動サービスが確保されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 50 自動車運転免許取得費への助成を行います。
- 51 身体障がい者用自動車改造費への助成を行います。
- 52 公共交通機関の運賃割引制度の周知を徹底します。
- 53 移動支援事業を必要量確保します。
- 54 自力での除雪が困難で周りからの助けも難しく、経済的な面で民間事業者等に除雪をお願いすることができない人を対象に、福祉除雪を実施します。
- 55 福祉有償運送制度の適切な運用を行います。

(3) 誰もが暮らしやすい社会の実現

① 権利擁護の推進

【目指す姿】

- 障がいのある人が受けている差別や虐待その他の人権侵害を素早く把握し、必要な救済措置をとることができる。
- 障がいにより判断能力が十分ではない人が成年後見人等の支援を受けて、自分の権利や財産等を適切に管理することができる。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 虐待その他の人権侵害を把握し、救済措置をとるための仕組みがある。
- 成年後見制度等の普及啓発や利用のための手続等を支援する仕組みがある。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 56 障がい者虐待防止センター業務を行います。
- 57 社会福祉協議会に委託し、成年後見サポートセンターを運営します。
- 58 社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業等の利用を推進します。
- 59 成年後見制度の利用を促進するため、町長申立てによる利用を進めるとともに、経済的な理由で利用できないことがないように申立費用や後見人等報酬に対する助成を行います。

② 障がいに対する理解の促進

【目指す姿】

- 全ての町民が、障がいについて正しく理解している。
- 全ての町民が、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について理解している。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいについての正しい知識が周知・教育されている
- 障がいのある人と交流する機会が増え、障がいについての理解が深まっている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 60 障がいについての理解を深めるためのリーフレットを作成し、町の広報紙に折り込んだり、講演会を開催するなどの啓発活動を実施します。
- 61 手話教室や障がいの擬似体験等のメニュー化・仲介を行い、福祉教育を受けやすい体制づくりに努めます。
- 62 職場体験事業を実施し、雇用者や一般就労者の障がいに対する理解を深めます。
- 63 障がいがある人とない人が交流する場を設けます。
- 64 外見からは障がいがあるのかわかりにくい人などを対象に、ヘルプマークやヘルプカードを配布するとともに、制度の普及を図ります。
- 65 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての出前講座や役場職員への研修等を実施して、障害者差別解消法の考え方の普及に努めます。

③ 地域福祉活動の推進

【目指す姿】

- ボランティア活動等に参加しやすい環境が整備されている。
- ボランティア活動等が十分に周知されており、町民の中に参加の気運が醸成されている。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- ボランティア活動等を促進させる仕組みがある。
- ボランティア活動等が周知されている。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 66 ボランティア活動の広報等を行い、促進に努めます。
- 67 NPO法人等の育成に努めます。
- 68 「障害者週間」の周知等により、町民がボランティア活動等に参加する気運の醸成を図ります。

④ コミュニケーション手段の充実

【目指す姿】

- 障がいの特性に応じた情報の取得や意思の疎通に関する手段が確保され、円滑にコミュニケーションをとることができる。
- ICTを活用した効率的かつ効果的なコミュニケーション手段を確保します。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいの特性に応じた意思の疎通に関する手段が確保します。
- ICTを活用した効率的かつ効果的なコミュニケーション手段を確保します。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 69 コミュニケーションに障がいがある人を支援するため、意思疎通手段等を確保します。
- 70 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度の難聴がある子どもに対し、補聴器の購入助成を行います。
- 71 日常生活用具の支給等により、情報通信機器等の利用を促進します。
- 72 手話や指点字などについての啓発活動を行い、意思疎通支援に対する市民の理解向上に努めます。
- 73 ICTを活用した意思疎通支援の導入に努めます。

⑤ 防災・防犯対策の推進

【目指す姿】

- 全ての人が災害発生時に安全に避難するとともに、安心して避難生活を送ることができる。
- 全ての人が犯罪に巻き込まれることなく、安心して日常生活を送ることができる。
- 全ての人が必要な感染症対策を行い、大規模な流行にならないよう気を付けることができる。

【前期実施計画期間中に達成する姿】

- 地域の協力により、障がいのある人が安全に避難できる体制づくりに向けた検討を進める。
- 関係機関等との連携により犯罪に巻き込まれないための支援体制づくりを進める。
- 北海道等と協力して、障がい福祉サービス事業所等に対する感染症対策の周知・徹底を図る。

【前期実施計画期間中に実施する内容】

- 74 避難行動要支援者名簿を整備し、地域の自主防災組織や民生児童支援委員、相談支援専門員等と連携して、障がい特性に応じた避難方法の確保に向けた検討を進めます。
- 75 安心して避難所生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定の促進に努めます。
- 76 消費生活センター等との連携により、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう普及啓発活動を実施します。
- 77 障がいのある人の安全確保のため、地域コミュニティや民間事業者等による見守り活動を実施します。
- 78 ICTを活用した緊急時の通報システム等の導入に努めます。
- 79 北海道と連携して、障がい福祉サービス事業所等に対する感染症対策の周知・徹底を図るとともに、災害や感染症等が発生した際に必要となる物品等の備蓄・調達等をはじめとする支援体制の構築に向けた検討を進めます。

第3章 サービス量の見込みと基盤整備（前期実施計画）

1 介護給付費等の見込量

【日中活動系サービス】

サービス種別		単位	3年度	4年度	5年度
1	療養介護	利用者数(人)	8人	8人	8人
2	生活介護	利用者数(人)	200人	205人	210人
		利用量(人日/月)	3,893人日	3,991人日	4,088人日
3	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	4人日	4人日	4人日
4	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	3人	4人	5人
		利用量(人日/月)	63人日	84人日	105人日
5	自立訓練 (宿泊型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	30人日	30人日	30人日
6	就労移行支援	利用者数(人)	9人	12人	15人
		利用量(人日/月)	168人日	225人日	281人日
7	就労継続支援(A型)	利用者数(人)	29人	34人	39人
		利用量(人日/月)	573人日	671人日	770人日
8	就労継続支援(B型)	利用者数(人)	140人	150人	160人
		利用量(人日/月)	2,337人日	2,504人日	2,671人日
9	就労定着支援	利用者数(人)	2人	3人	4人
10	短期入所(福祉型)	利用者数(人)	19人	22人	25人
		利用量(人日/月)	150人日	174人日	198人日
11	短期入所(医療型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	8人日	8人日	8人日
合 計		利用者数(人)	413人	441人	469人
		利用量(人日/月)	7,226人日	7,691人日	8,155人日

【居住系サービス】

サービス種別		単位	3年度	4年度	5年度
1	自立生活援助	利用者数(人)	3人	4人	5人
2	(再掲)精神障がい者における自立生活援助	利用者数(人)	0人	0人	1人
3	共同生活援助	利用者数(人)	99人	104人	109人
	(再掲)日中サービス支援型	利用者数(人)	2人	5人	8人
	(再掲)精神障がい者における共同生活援助	利用者数(人)	2人	4人	6人
4	施設入所支援	利用者数(人)	102人	101人	100人
合 計		利用者数(人)	204人	209人	214人

【訪問系サービス】

サービス種別		単位	3年度	4年度	5年度
1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数(時間/月)	2,402時間	2,463時間	2,525時間
		利用者数(人)	78人	80人	82人

【相談支援】

区 分		単位	3年度	4年度	5年度
1	計画相談支援	実利用者数(人)	340人	360人	380人
2	障害児相談支援	利用者数(人)	45人	50人	55人
3	地域移行支援	実利用者数(人)	1人	1人	1人
	(再掲)精神障がい者における地域移行支援	実利用者数(人)	1人	1人	1人
4	地域定着支援	実利用者数(人)	1人	2人	3人
	(再掲)精神障がい者における地域定着支援	実利用者数(人)	1人	1人	1人

【障がい児支援】

サービス種別		単位	3年度	4年度	5年度
1	児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	130人	135人	140人
		利用量(人日/月)	535人日	556人日	577人日
2	児童発達支援(児童発達支援センター)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
3	医療型児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
4	医療型児童発達支援(児童発達支援センター)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
5	放課後等デイサービス	利用者数(人)	290人	310人	330人
		利用量(人日/月)	1,218人日	1,302人日	1,386人日
6	保育所等訪問支援	利用者数(人)	2人	3人	4人
		利用量(人日/月)	3人日	4人日	5人日
7	居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0人	1人	1人
		利用量(人日/月)	0人日	2人日	2人日
8	福祉型障害児入所施設	利用者数(人)	3人	3人	3人
9	医療型障害児入所施設	利用者数(人)	6人	6人	6人
合 計		利用者数(人)	476人	508人	539人
		利用量(人日/月)	1,756人日	1,864人日	1,970人日

2 地域生活支援事業の見込量

区 分	単 位	3年度	4年度	5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター 設置の有無	有	有	有
② 市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数(人)	2人	2人	2人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数(人)	6人	6人	6人
	② 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数(人)	0人	0人
(7) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	件数	5件	5件	5件
② 自立生活支援用具	件数	5件	5件	5件
③ 在宅療養等支援用具	件数	30件	30件	30件
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	5件	5件	5件
⑤ 排泄管理支援用具	件数	1,250件	1,300件	1,350件
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	3件	3件	3件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数(人)	7人	7人	7人
(9) 移動支援事業	実利用見込み者数(人)	18人	19人	20人
	延べ利用見込み時間数(時間)	364時間	384時間	404時間
(10) 地域活動支援センター				
① 自市町村所在分	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数(人)	20人	21人	22人
② 他市町村所在分	実施箇所数	7か所	7か所	7か所
	実利用見込み者数(人)	10人	10人	10人

3 実施に関する考え方

(1) 日中活動系サービス

障がい種別にかかわらず、地域でいきいきと生活することができるよう実施していきます。

(2) 居住系サービス

地域における居住の場であるグループホームと相談支援の連携強化により、入所施設や精神科病棟から地域生活への移行を進めます。

(3) 訪問系サービス

地域で生活していくために必要不可欠なサービスであることを踏まえ、障がい特性に応じたきめ細かな支援となるよう実施していきます。

(4) 相談支援

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、関係者との連携にも努めながら、多様なニーズに対応できるよう実施していきます。

(5) 障がい児支援

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもを支援するため、関係機関との連携にも努めながら、一人ひとりの状況に応じた効果的な支援となるよう実施していきます。

(6) 地域生活支援事業

地域での自立した生活を支えるため、町の実情や対象者の状況に対応した効果的な支援となるよう実施していきます。

4 サービス見込量等確保のための方策

サービス見込量等の確保に向けて、以下の視点で各種方策を実施することにより、必要なサービス等を提供できる基盤を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。

- (1) 障がい種別にかかわらず、それぞれの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、事業者が参入しやすい環境づくりなど、サービス基盤の整備に努めていきます。
- (2) 円滑なサービス提供を確保するため、事業者や関係機関への必要な情報提供や連携の強化を図っていきます。
- (3) サービス提供に係る支援技術や質の向上を図ることを目的とした研修会を開催するとともに、事業者が各自の課題に応じた研修を自主的に実施できるよう、支援します。
- (4) 法定サービスでは対応できないニーズに対応するため、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を引き続き実施します。